(総則)

第1条 この要綱は、不足する介護人材の確保を図るため、介護従事者として復職する者に対し、予算 の範囲内において、網走市介護従事者復職支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、網 走市補助金等交付規則(昭和 57 年規則第 18 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとす る。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 介護事業者 次に掲げる事業のいずれかを行う法人をいう。
 - ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項に規定する居宅サービス(居宅療養管理指導、 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)を行う事業
 - イ 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
 - ウ 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業
 - エ 介護保険法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
 - オ 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス(介護予防居宅療養管理指導、介護 予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業
 - カ 介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
 - キ 介護保険法第115条の45第1項第1号イ及び口に規定する事業
 - (2) 障がい福祉事業者 次に掲げる事業のいずれかを行う法人をいう。
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下 「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業
 - イ 障害者総合支援法第5条第18項に規定する相談支援のうち、地域相談支援及び計画相談支援 を行う事業
 - ウ 障害者総合支援法第77条に基づき実施する地域生活支援事業のうち、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター及び訪問入浴を行う事業
 - エ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援を行う 事業
 - オ 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用援助又は同法同条第8項に規定する継続障害児支援利用援助を行う事業
 - (3) 介護事業所等 次に掲げるいずれかの事業所をいう。
 - ア 第1号に規定する事業を行う事業所
 - イ 第2号に規定する事業を行う事業所
 - ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に定める病院、同条第2項に定める診療所
 - エ 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に定める訪問看護を行う事業所
 - (4) 介護従事者 介護事業者に雇用された者のうち、介護資格の有無を問わず介護サービス利用者に 介護サービスを直接提供する者をいう。
 - (5) 障がい福祉従事者 障がい福祉事業者に雇用された者のうち、資格の有無を問わず障がい福祉サービス利用者に障がい福祉サービスを直接提供する者をいう。
 - (6) 看護職 看護師、准看護師、保健師、助産師をいう。
 - (7) 保育士等 保育士、保育教諭、幼稚園教諭をいう。

(交付対象者)

- 第3条 この支援金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、網走市若者就業定着推進奨励金の対象となる者及び過去1年以内に網走市若者就業定着推進奨励金の交付を受けた者には支援金を交付しない。
 - (1) 網走市に住民登録があること

- (2) 令和6年4月1日以降に市内介護事業所等に介護従事者として復職し、同一介護事業者で1年 以上雇用される見込みがあって、この要綱による支援金の交付後も引き続き市内に定住する意思 があること
- (3) 雇用保険に加入していること
- (4) 過去に網走市介護従事者復職支援金、網走市障がい福祉従事者復職支援金、網走市保育士等復職 支援金及び網走市看護師復職支援金のいずれかの交付を受けていないこと。
- (5) 過去に介護従事者、障がい福祉従事者、保育士等及び看護職(以下「福祉従事者」という。)として就労していた実績があり、直近1年間に福祉従事者として就労していないこと。ただし、次のいずれかに該当すると認めるときは、福祉従事者として就労していない期間を問わない。
 - ① 福祉従事者として就労していた介護事業所等の廃止又は事業縮小により、同一法人内の別介 護事業所等への異動等による雇用継続の提示がなく、自らの意思に反して離職した場合。た だし、同一法人内の介護事業所等への復職を除く。
 - ② 福祉従事者としての就労が雇用期間を定めたものであり、その雇用期間満了し、同一法人内の別介護事業所等への配置転換等による雇用継続の提示がなく離職した場合。ただし、同一法人内の介護事業所等への復職を除く。
 - ③ 疾病により福祉従事者としての就労を継続できず、かつ、雇用継続のための措置の提示がなく、自らの意思に反して離職した場合。ただし、同一法人内の介護事業所等への復職を除く。 また、主治医が就労可能と認めた場合に限る。
 - ④ 家族の転居、家族の介護等を理由に自らの意思に反して離職した場合。ただし、同一法人内の介護事業所等への復職を除く。
- (6) 市税等を滞納していないこと
- (7) 反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、5万円とする。ただし、交付は1人につき1回限りとする。

(交付申請)

- 第 5 条 支援金の交付を受けようとする者は、網走市介護従事者復職支援金交付申請書兼請求書(第 1 号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、雇用された日から 1 年以内に市長に申請及び請求しなければならない。
 - (1) 公的機関が発行する本人確認書類の写し
 - (2) 雇用保険被保険者証の写し
 - (3) 介護事業者発行の雇用・勤続証明書(第2号様式)
 - (4) 誓約書(第3号様式)
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請及び請求があったときは、その内容を審査し、支援金の交付を 決定するときは、網走市介護従事者復職支援金交付決定通知書(第4号様式)により対象者に通知する とともに、支援金を交付するものとする。
- 2 前項の規定による審査の結果、支援金の交付対象とならないときは、網走市介護従事者復職支援金却下通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

- 第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の 各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。
 - (1) 支援金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めたとき
 - (2) 雇用された日から1年以内に介護事業者から離職したとき

- (3) 雇用された日から1年以内に市外の介護事業所等へ異動し、又は市内であっても介護事業所等以外の事業所へ異動したとき
- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて支援金の返還を命ずることができる。
- 3 市長は、前項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。
- 4 第2項の規定により既に交付された支援金の返還を行った場合は、支援金の交付を受けていないものとして取り扱う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。